

1 総合戦略とは

- ア 地方創生を推進するために、国が地方自治体に策定を努力義務化している計画
→現行の計画「第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」
- イ 計画(総合戦略)の策定や進行管理の際は、各自治体が責任を持って社会・経済状況の変化を捉え地域が目指すべき理想像を考える観点から、住民をはじめ、産業界・関係行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディア・土業(産官学金労言士)等の多様な主体の参画を得ることが望ましいとされている。
→内閣府の「地方版総合戦略の策定・効果検証のための手引き」による
- ウ 計画(総合戦略)に基づく施策に、国の補助金が入るほか、企業版ふるさと納税も活用可能となるもの

2 これまでの国の主な動向

- (1) 平成26年11月：「まち・ひと・しごと創生法」を制定
→国、都道府県、市町村が策定する「総合戦略」を法律に位置付け
→地方版総合戦略の策定が努力義務
- (2) 平成26年12月：「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定

【基本目標】

- ◆「地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする」
- ◆「地方への新しいひとの流れをつくる」
- ◆「若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる」
- ◆「時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する」

- (3) 令和元年12月：第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定

【第2期における新たな視点】

- ◆「地方へのひと・資金の流れを強化する」
→「関係人口」の創出・拡大。地方への寄附・投資等の強化
- ◆「新しい時代の流れを力にする」
→Society5.0の実現。SDGsを原動力とした地方創生
- ◆「人材を育て活かす」→人材に焦点を当て、掘り起こしや育成
- ◆「民間と協働する」
- ◆「誰もが活躍できる地域社会をつくる」
→女性、高齢者、障害者、外国人等が活躍できる地域社会を実現
- ◆「地域経営の視点で取り組む」

- (4) 令和4年12月：「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を閣議決定
「デジタル田園都市国家構想」とは
→「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」の実現
- ・新型コロナウイルス感染症の拡大が、デジタルを推進すべきという考え方を加速
 - ・デジタルの力を活用した計画への改訂を都道府県及び市町村に求める。
- (5) 令和6年12月：「地方創生2.0の「基本的な考え方」」を決定
- ・都市も地方も、楽しく、安心・安全に暮らせる持続可能な社会を推進
 - ・若者・女性にも選ばれる地方（＝楽しい地方）をつくる など
- 令和7年夏までに国の基本構想が策定

3 北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略のこれまでと今後の予定

- (1) 平成28年3月：「北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
→推進期間：平成27～31年度まで
→「北広島市総合計画(第6次)」の計画開始期間と合わせるため、
1年延長(令和2年度まで)
- (2) 令和3年3月：「第2期北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略」策定
→推進期間：令和3～7年度まで
- (3) 令和7年度中：総合戦略の改定作業
→法律上、国及び北海道の総合戦略を勘案して、市の総合戦略を定めることとされている。
→北海道の総合戦略は、令和6年度中の改定予定
(令和6年12月パブリックコメント終了)
→北広島市としては令和7年度中に改定
→北広島市総合計画(第6次)の中間見直しも令和7年度中に実施

以上